

司法修習委員会（第9回）議事録

1 日時

平成17年7月8日（金）午前10時から午後零時10分まで

2 場所

最高裁判所大会議室

3 出席者

（委員）今田幸子，小貫芳信，鎌田薫，酒巻匡，相良朋紀，白木勇，高瀬浩造，
高橋宏志（委員長），宮川光治（敬称略）

（幹事）荒井勉（幹事長代理），出田孝一，大谷晃大，大橋正春，河本雅也，木
村裕，黒川弘務，田村幸一，寺脇一峰，戸倉三郎，堀克巳，巻之内茂，
山本和彦（敬称略）

4 議題

協議

- ・ 現行型司法修習に関する準備状況について
- ・ 新司法修習に関する準備状況について

5 配布資料

（資料）

- 3 1 司法試験法及び裁判所法の一部を改正する法律附則第11条第2項に規定する司法修習生の修習期間の特例に関する規則案要綱
- 3 2 現行型司法修習の司法修習生指導要綱の改正について
- 3 3 新司法修習の司法修習生指導要綱の概要について
- 3 4 選択型実務修習のガイドラインの検討状況について

（幹事会関係資料）

司法修習委員会幹事会（第9回）議事概要

司法修習委員会幹事会（第10回）議事概要

6 議事

(1) 幹事長代理の指名

木村幹事長が差し支えのため、今回の委員会における幹事長代理として荒井幹事が指名された旨の報告がされた。

(2) 委員及び幹事の交替

小津委員，金築委員，西垣委員に替わり，小貫委員，相良委員，高瀬委員が，中村幹事，若林幹事，稲田幹事，鈴木幹事，梶木幹事，小池幹事，林幹事，寺村幹事に替わり，河本幹事，木村（裕）幹事，黒川幹事，田村幹事，寺脇幹事，戸倉幹事，堀幹事，巻之内幹事が，それぞれ新たに任命された旨の報告

(3) 協議

資料3 1～3 4に基づいて協議がされた(資料3 1～3 4の内容については，荒井幹事長代理から適宜説明がされた。)

ア 資料3 1について

(出席委員全員)

資料3 1のとおり了承

イ 資料3 2について

(酒巻委員)

4ページの2(3)「弁護修習」については，改正すべき事柄としては民事弁護に関する記述だけであり，刑事弁護については特段の言及がないが，これは特に新たに考慮すべき点はないという趣旨か。

(堀幹事)

前期修習に関しては，民事弁護については，資料3 2のとおり新たに追加された部分があるが，刑事弁護については，総論における指導目標，指導理念を受けた形で，現在の指導要綱主体で対応しようという趣旨である。ただし，資料3 2には記載されていないものの，実務修習への架橋ということを考え，従来の「問題研究」及び「演習」を「演習」という科目に統

一し、各種教材を使用して捜査・公判における訴訟法上、実体法上の問題点や具体的な弁護活動の方法等について予め研究させ、あるいは模擬接見などを実施した上で討論及び講評を行うことにより、法律上の問題点や実務上の留意事項等を習得させ、法科大学院を修了していない者についてもより実務的な感覚を養成するという趣旨での改正は検討している。

後期修習に関しても、刑事弁護の特殊性、つまり、ある限定された分野での弁護活動を前提とせざるを得ないところがあるが、現在進められている刑事訴訟法の改正及び裁判員制度を見据えたカリキュラムについては、既に三、四年前から実施しており、継続する予定である。

今年度の修習においては、改正刑事訴訟法を踏まえた弁護活動についてのカリキュラムを用意している。従来から裁判員制度を念頭に置いた市民参加というカリキュラムを実施していたが、その延長として今年度はより具体的なカリキュラムを用意した。形式的な指導理念という趣旨での指導要綱は改正していないが、本日の委員会での議論で、新修習と同レベルのより具体的な記載が必要ということになれば、今後検討していきたい。

(酒巻委員)

明記するかどうかは別として、刑事司法分野、とりわけ刑事弁護において今後想定される著しい変革について、迅速に対応準備された上での確に修習生を指導していただきたいというのが私の希望であり、特に指導要綱の文言の訂正を求めるものではない。

(宮川委員)

前・後期修習の民事弁護に書かれていることは、現行の指導要綱とどう違うのだろうか。

前期修習について、現行の指導要綱では「訴訟以外の場において弁護士が果たすべき役割を認識させるとともに、その活動内容を理解させ、民事弁護に対する関心を深めさせる」とあるを、「訴訟以外の場における弁護

士の役割や活動内容に関して，その一部を理解させる」ことと改定している。限定的にも読めるが，このように改正をする必要があるのか。

後期修習について，新しい表現として，「民事弁護実務で求められる一定レベル以上の実務処理能力を取得させる」という部分と「使用する修習記録は多様化する民事弁護の活動も視野に入れたものとする」という部分が挙げられる。後者の表現についてはそれでよいと思うが，前者について，このような表現に直す必要があるのか。現行の指導要綱では，「より高度な能力を養うように指導する」という表現になっているが，「より高度な」という表現を「一定レベル以上」という表現とした意味について説明していただきたい。

（木村(裕)幹事）

資料32は改定部分を抜粋したものであり，このままの表現で指導要綱を改正するというわけではない。

一部を理解させるという点についてだが，前期修習の期間が短くなるので，ある程度基本的な部分に限定するという趣旨である。

「より高度な」と「一定レベル以上」という表現の違いについては，修習生の採用人数の増加という点と，新修習との関係に合わせるという観点からこのような表現になった。

（荒井幹事長代理）

一部を理解させるという点について補足すると，多様化する弁護士活動のすべてをカバーするのは難しいので，「議論の取りまとめ」にもあるように，法曹としての基本的なスキルとマインドという基本的な部分にとどめるという趣旨である。このことは一定レベル以上という点にも言えることであり，両者とも基本的なところを押さえるという思想を反映させたものである。

（高橋委員長）

これは、弁護だけではなく裁判や検察においても同じことが言えると理解している。

（高瀬委員）

修習期間が2か月短縮されることについては、スケジュールなど様々な関係からも仕方がないと思うが、修習期間を短縮するということが、修習内容を減らすというふうにも聞こえてしまうのではないか。修習期間を短縮するために到達目標を少し落とさなければならない、レベルダウンは仕方がないということか。私は、2か月短縮しなければならないが、たとえ期間が短縮されようとも、現在と同レベルの教育・修習をさせるという理解をしていたのだが、いかがか。

（荒井幹事長代理）

修習期間の短縮については、「議論の取りまとめ」の際に、新旧の修習が同時に実施されるので、その重なりにも配慮して一定の短縮が相当であろうという結論が出されている。今まで蓄積されてきた司法研修所のノウハウを駆使すれば、2か月に短縮しても従来のレベルと変わらないものを提供できると考えている。前期修習に関して言えば、事前課題という方法なども検討しているほか、科目間の連携や合理化を図ることでレベルを下げずに行えるのではないかと考えている。

レベルに関しての全体的な話になるが、新修習の基本的なコンセプトは基本的で汎用的なところに主眼を置くということであり、現行型についてもそこに揃えていくことになるが、そうすることとレベルダウンの話は別の問題ではないかと思う。これから法曹の活動がますます多様化していく中で、それらに対応できる基礎力をしっかり授けようというコンセプトが新修習の眼目であり、現行型においても、特に後期修習は新修習の集合修習と揃えていくことが相当ではないかと考えているので、必ずしもレベル云々ということではないと理解している。

(相良委員)

若干補足させていただくが、従前の修習よりも期間が短くなるという点においては、時間的にみて教える内容が減るのではないかということも言えるのかもしれない。ただし、今後の修習においても法曹三者に共通した基本的なスキルとマインドを教育していくことは従来と変わりがないのであり、これからの修習では、このような法曹三者に共通の基本的な部分に絞って教え、裁判科目で例えると判決書の起案というような多少技術的な、それぞれの分野に固有な部分については、各分野に就いてから学習することになるので、その限りにおいてはレベルは下がらないということである。

(高橋委員長)

最高裁判所及び司法研修所において、資料3-1及び3-2に沿って、現行型司法修習の規則及び指導要綱の制定を進めるということによいか。

(出席委員全員)

了承

ウ 資料3-3について

(酒巻委員)

刑事裁判、検察、刑事弁護による共通科目を設け、特に共通の問題研究等を行うものとするところがあるが、これは大変望ましいことであると思う。従来から民事系の集合修習では民事裁判と民事弁護教官室がうまく連携して、いい授業ができていると聞いている。共通科目・教材等を設定し、実施するにあたっては刑裁・刑弁・検察各教官室の連携等、いろいろな困難が伴う事情は十分承知しているが、刑事系でもこのような共通科目の試みが定着していくことを強く期待している。

(出田幹事)

刑事教官としても、刑事の三教官が、同一テーマ、同じ教材を使用して教えるということは、修習生にとっても三者の役割の違いと、それに応じ

た視点の違いが理解できると同時に、立場・役割が違ってても共通に持つべき認識は何か、あるいは目的は何かということが学習できるため、大変有意義なカリキュラムであると考えている。今後も適切なテーマを選び、教材あるいは指導方法も考えながら、三教官室で協調し合い、効果的な共通カリキュラムを実施していきたい。

(宮川委員)

「法曹の活動に共通して必要とされる法的問題の解決のための基本的かつ汎用的な技法と思考方法の修得」を指導理念として定めるということだが、「議論の取りまとめ」では、スキルとマインドという言葉で表現されていた内容として、もう少し広く、法的問題の解決のための基本的な実務的知識、技法と法曹としての思考方法、倫理観、心構え、見識などが指導理念として入っていたと思う。その中で指導要綱に定める指導理念をこの部分だけに限定するのはどのような趣旨か。これでは「議論の取りまとめ」を反映したことになるのではないのか。

(荒井幹事長代理)

指導要綱には「議論の取りまとめ」を反映することを考えており、特にここに記載したものに限定する趣旨ではない。簡潔にしすぎたかもしれない。正確に書いた方がよいかとも思うので、引き続き検討していきたい。

(高橋委員長)

資料33に関しては、「議論の取りまとめ」を踏まえているということで、基本的にこのとおりでよいか。

(出席委員全員)

了承

エ 資料34について

(今田委員)

新修習のプログラムをスタートさせるためのガイドラインということで

見ると多少ネガティブな印象がある。プログラムを積極的に実行していただけるようなガイドラインにしていきたい。ガイドラインの基本的なテーマは、選択型実務修習において、本人の自己選択と多様なニーズという2つの軸をいかに実現してもらうかということになると思う。例えば、配属修習地以外の修習地における修習の期間の限度を3週間とする、というような具体的な数値について、根拠がよく分からない。就職内定先をホームグラウンドとすることについては問題点もあることは分かったが、選択型実務修習は、法曹となる人たちの自己責任に期待するという部分が前面に出ているプログラムなので、ガイドラインにおいても、法曹人としてのキャリアをこれからつくっていくために、自分が何になるかという観点から自己責任に基づいて選択するんだということを前面に打ち出して、あれもいけないこれもいけないというネガティブシンキングをせずに、ポジティブな観点で思考したら、もう少しアイデアが出てくるのではないかという印象である。

(高橋委員長)

なぜ3週間かという点について根拠はあるのか。

(荒井幹事長代理)

昨年の当委員会での議論で、地方においても学ぶべきものがいろいろあるというメッセージを修習生に出すべきだという意見もあり、基本は配属修習地で修習することが好ましいだろうということから、半分以上はその地で修習させることとし、全体が8週間だとすれば、5対3ぐらいを目安としてはどうかという趣旨である。それ以上の合理的な理由はない。

(高橋委員長)

具体的な期間については引き続き検討することとする。

基本は配属修習地で修習するという趣旨はよいか。

(出席委員全員)

了承

(高橋委員長)

就職内定先をホームグラウンドにするという問題についてはどうか。

(酒巻委員)

この点については、いささか気になることがあり、従前の議論について確認したい。資料16において、基本として就職内定先は避けることを決めた際は、一般に、将来勤める内定先で修習するのはあまり適切でないだろうという程度の感覚だったように思う。当時、細かい具体的な問題点や内定先をホームとするものの当否長短まで考えて議論していたのだろうか。

(荒井幹事長代理)

ご指摘のとおり、研修所教官室での検討の際は、修習という教育の期間中に就職と混同されるようなことは避けるべきであろう、という程度の議論であった。もっとも、その際にも、就職の内定という事実は把握しにくいので、原則を立てたとしても、運用として貫徹は難しいだろうとの問題意識は持っていた。方向性としては避けておいた方がよいのではないかという認識でこのような提案をしたところ、その後、新たな論点は何点か出てきたというのが実情である。

(酒巻委員)

弁護修習先に就職することが悪いことであると修習生が考えるのではないかと、との点について、その趣旨が理解しにくいので、敷衍していただきたい。

また、仮に、今回、以前に議論して公に示した方向性・内容と基本的に違う結論になるとすれば、対外的に説得力のある理由が必要ではないかと思うが、果たしてそのような理由があるのであろうか。

更に、現行修習でも就職内定先で弁護修習をしていたという人はいるのではないかと思うが、それとの関係はどうなるのか等、実情や将来の予測

も併せ、他の委員のご意見も伺って考えたいと思う。

(宮川委員)

第5回司法修習委員会の議事録によると、荒井幹事から、資料16は、司法研修所における議論の整理案であるとの説明がされ、同幹事は、鎌田委員からの質問に対し、就職先がホームグラウンドになりそうな場合は、ホームグラウンドとなる事務所を変えてもらうことになると考えていると答弁している。当委員会では、そのことを含めて資料16を大枠で了承したということである。

「議論の取りまとめ」によると、選択型実務修習については、司法研修所と実務修習庁会とが十分に協議を行って、地域の実情に応じた実現可能なものから始め、徐々に豊かな内容に育てていく必要があるとなっている。ガイドラインについても、このように地域の実情に応じた実現可能なものを実務修習庁会との間で十分協議を行い、作っていくということが前提となっているのではないだろうか。このように、当時、当委員会としては、実務修習庁会との間の協議に提示する一つの案として了解をしたものであると理解している。

したがって、その後、実務修習庁会との議論の結果、私たちが当時考えなかった事情が出てきたという場合、それが選択型実務修習の理念やあり方を変化させるような不合理なものでない限り、協議の結果を尊重して、資料16の内容を一部変更することは、何ら問題はないと思う。

そのことを前提として考えてみると、選択型実務修習では、弁護士事務所をホームグラウンドとしているが、それは選択型実務修習を制度的に弁護士実務に比重を置いたものとするための方策である。その弁護士事務所をどこにするのかということについては運用の問題である。

分野別実務修習で配属された弁護士事務所をホームグラウンドとする場合の良い点として、2か月間の弁護修習の深化と補完を図ることができる

こと、修習生と指導担当弁護士との間に既に信頼関係が形成されていて選択型実務修習へ円滑に移行できること、が挙げられると思う。

この場合、就職が内定している場合はホームグラウンドとはしないということにすると、この2つのメリットがなくなってしまうことになる。それのみならず、就職内定の有無の確認及び代替事務所を探すという煩雑かつ困難な問題が生じてくる。代替事務所を探すということは、地方会のみならず、大都市弁護士会でもなかなか困難なことである。

一方、就職が内定している事務所をホームグラウンドとした場合には、一つには、外からは修習ではなく仕事が始まっていると見える心配がある。実際にも就職の前倒しとなる危惧がある。もう一つは、これはドイツで指摘されていることであるが、二回試験の時期に接近しているために、その期間が試験勉強に充てられ選択型実務修習が形骸化するという危険がある。就職先というのは、そういう便宜が図られやすい場所となるのではないかという懸念がある。しかし、その2つの懸念は、荒井幹事が言われたように、就職内定先事務所である場合は、個別修習プログラムを多めに選択するように指導するといったような運用上の工夫で回避できると思われる。

これらのことを考え併せると、就職が内定した事務所をホームグラウンドとすることを認めてもよいのではないかと思う。

(高橋委員長)

現在の司法修習では、弁護修習で来た修習生を自分の事務所に就職させるということに関して、雰囲気として避ける傾向にあるのか。

(宮川委員)

弁護修習中に人間的な信頼関係ができて、修習生がこれからの師として仰ぐのにふさわしいと思い就職するのであるから、それがいけないことであるという意識は、弁護士、弁護士会には全くないと思う。

(木村幹事)

気心も知れていて、その人の実力がある程度わかるという結果、自分の事務所に来ないか、ということはあるのではないか。それには抵抗感はないのではないかと感じる。

(高橋委員長)

それを前提にすると、荒井幹事の最初の説明、分野別の修習先に就職することは悪いことだとのイメージができるということは、現在のやり方と抵触することになるということか。

(河本幹事)

悪いイメージが全くないということになると、資料16の当初の記載はいかなる議論と根拠のもとにそうなったのか。全くそのようなことがないならば、資料16の当該記載が出た段階で反対意見が出るのではないか。

(荒井幹事長代理)

修習に入る段階で分かっている場合と、修習の過程で双方が魅力を感じて就職を決めていくということがよいかどうかというのとは別の問題であると思う。後者の方は、宮川委員や木村幹事が言われたように、実情としてそれを避けるべきだという雰囲気は実際上ないだろうと思うが、ここでの問題は、それが既に分かっていた場合にどうするかという話である。分かっているのであれば避けた方がよいだろう、というのが資料16作成時の考え方だった。その後、私たちが当初気付かなかったいろいろな問題点が出てきているということである。

(宮川委員)

分野別の弁護修習については、その配属先事務所を決める際には、既にその事務所に就職することが決まっているという確かな情報があったら、それは避ける方向で運用していると思う。それは、就職の前倒しになる心配があるとか、多様な経験をさせるためには他の事務所で修習させること

が良いと考えるからである。だからといって、分野別修習後の選択型実務修習も同様に対応すべきであるという議論にはならないと思う。

(小貫委員)

実効性の問題や受け入れ事務所の問題等を考慮すると、結論としては、就職内定先をホームグラウンドとすることは不適當であると一律に宣言するのは無理であり、かつ、その必要性も乏しいのではないかと考える。考えられる弊害や心配事については、それを避けるためにはどうすればよいかという視点で議論を詰めていくのがよいと思う。

確かに、試用期間的運用となり、事務所経営のために修習生の修習期間を利用するということは考えられる弊害の一つであるが、現実にそのような志の低い指導担当弁護士がいるとは到底信じがたく、取り越し苦労に過ぎないのではないか。ただ、万が一そのようなことがあった場合の対応方法を考えておく必要はあると思う。

また、成績評価の問題については、選択型については成績は合否のみである上、その評価も指導担当弁護士の評価だけではなく、弁護士会による評価内容のチェックも可能なはずであり、そのチェック体制の仕組みをどうするかによって弊害を除去していくことは可能だと思う。

(酒巻委員)

研修所に行く前から弁護士になると決めている人がかなりおり、しかも、最近では研修所に入る前、司法修習・弁護修習を受ける前からどこかの弁護士事務所に就職が内定している者さえあるという実情もあると聞き及んでいる。奇妙なことであると思う。今後の新しい司法修習においては、弁護士事務所で修習を始めてからそこで就職することに決まり、その後を選択型実務修習が始まるというようなパターンが多いのか、それとも、実務修習に行く段階では既にどこかの事務所に就職が内定しているというパターンが多いのか。仮に後者の方が多いたときは、宮川委員の話だと、

これまではそういう修習生は内定先事務所に配属させないようにしていたということなので、それを变えるのか変えないのかということになる。前者の方が多いとしたときは、あまり問題はないということになるのか。議論の前提として、まずはどちらのパターンが多いのかを把握した上で原則をどうするかを検討すべきであると思う。

(相良委員)

私の認識では、修習に入る前に就職先の事務所を決めるというのは、ここ数年の現象だと思う。現在でも、ごく特殊な、何としても人材を確保しようという事務所を除いては、修習開始時に修習生に内定を出しているところはまずない。修習生全体の数としては決めている人の方がずっと少ないと言ってよいと思う。したがって、弁護士になると決めている人についても、多く人は修習に行ってから、また配属修習地で弁護士になろうという場合にはその地で、いろいろな事務所を見ながら決めていくというのが通常だと思う。

このように、修習の前に就職先が決まっているというのは極めて例外的なものであって、そのような人について内定の事実が判明すれば、そこは修習先にしないという運用で現在もやっていると思うし、少なくとも当分はそういう運用は可能だろう。

(高瀬委員)

内定先が決まっている場合にそこを弁護修習事務所とすることは、将来的にそこに就職すれば経験できることであろうから多彩な勉強にはならないことは明らかであり、そこを避けるのは当たり前だろう。他方、弁護修習先で人間関係ができて、そこに内定することがどうかという話については、私のように法曹界を外から見る者にとってもおかしいとは感じない。むしろそれは当然ではないかと思う。

事務所でも修習として行うべき内容は分かっているのだから、違うこと

をさせるとか、あるいは試験勉強をさせるということは、普通はないと考えてよいと思う。

合否判定が内定者とそうでない者との間で不公平になるのではないかとの話もあったが、合格だと思っているから内定を出している訳で、手続論的にも問題はないと思う。

したがって、内定の事実があらかじめわかっている場合には、原則的には弁護修習先として当該事務所を選ばないこととするが、弁護修習先で内定を受けた場合に選択型実務修習のホームグラウンドとすることを避けるという規制の必要などはないと思う。

(高橋委員長)

選択型実務修習は分野別修習の後であり、最後の4か月の期間であることを踏まえると、その段階で内定している人の割合がどの程度になるかという点も関係してくるのではないか。

また、今、法科大学院はエクスターンシップが就職活動の場になっているという実情がある。今後、3,000人になれば、早くから就職先が決まる人と、二回試験が終わってもまだ決まらない人に二分するということにもなってくるのではないか。

(鎌田委員)

前者については、不確定要因が大きいところではあるが、修習期間の最後となる選択型実務修習の段階で就職が決まっていない人というのは、ある意味、問題だと思うので、選択型実務修習をしながらそこで就職が決まっていくというのは大勢ではなく、その段階では既にどこかに就職が決まっているということを前提にして考える方が普通ではないかという気はする。

後者については、法科大学院創設の大きな目的として、地方にもくまなく弁護士を存在させる、ということがある。地方にロースクールをつくれ

ば、直ちにそこの出身者が地方に定着するだろうとは思ってはいないが、現実に地縁も血縁もない修習地で修習をしたためにその地で弁護士として就職していくということは従来から多くあったことから、そのようなことが今後の新体制の下でも促進されるようなことを考えていくべきだろうと思う。そうすると、特に小規模庁で弁護士の数も少ないところで、この選択型実務修習までの間に多くの人は就職先が決まっているという状況の下で、それを全部排除してホームグラウンドを決めなければ修習の公正さを保てないというほどの大きな弊害があるだろうか。私としては、それほどかたく考えなくてもよいと思う。むしろ、小貫委員からの指摘もあったように、考えられる弊害や心配事を発生させないシステムをこちら側で作成することに関心を集中させるべきで、配属先さえ変えればそれで自動的にうまくいくということではないと思う。

分野別実務修習で配属された事務所がそのままホームグラウンドになるのが原則ということだが、その場合、弁護修習の間にコネクションができて修習先の事務所に就職している可能性というのはかなりあるだろう。前回までの議論を原則とすると、選択型実務修習開始の段階で、ホームグラウンドになるべき事務所に就職が内定してしまったので別の事務所を探す、という問題が起きる可能性が非常に大きいということになる。

(相良委員)

この問題の弊害として考えられるのは、2か月の選択型実務修習の期間中、内定先事務所で仕事を始めるかのごとき修習をするのは困る、ということであろう。他方、その事務所をホームグラウンドとして、その先生との信頼関係の下に、これからの法曹として習得すべき技能や知識を獲得するためにいろいろなところへ出かけていく、というのは理想的な修習ともいえるだろう。それを全くできない方向で書く必要はないのではないか。どのような記載方法にするか、という問題はあるが、技術的な方法で弊害

は避けられるのではないか。最初のガイドラインではっきりと原則を決めずに、もしそのようなことが弊害として出てくるようなら、その時点で検討していくことで足りるのではないかと思う。

（白木委員）

結論としては、あまり厳しい基準のものを決める必要はないのではないか。実際に、そのような弊害が非常に多いという声が上がってきた場合、その時点で、また、この委員会で経過を見て修正を施していくということによいのではないかと考えている。

（荒井幹事長代理）

この問題は、就職に関する状況と密接に連動する問題であるが、就職問題がどのように展開していくのかということは、法科大学院の状況とも絡んで読めないところがある。そこで、今の段階ではあまり方向づけをはっきりと決めずに状況を見ながらガイドラインを徐々に変えていく、という方向で考えていただければ、と思う。

（高橋委員長）

ガイドライン上で、非常に厳しい基準を作るのは現段階では避け、弊害は理論上はあり得るが、それに対しては別途対処できるであろうし、していくべきものだ、ということによいか。

（出席委員全員）

了承

（宮川委員）

選択型実務修習は優れた構想であり、これを円滑にスタートさせるということが大切である。かなり大枠のガイドラインでスタートをして、数年様子を見て、問題点があるのであれば、それを洗い出してその段階で考えるという方法がよいのではないか。

ただ、今田委員も言われたように、選択型実務修習は司法修習生が主体

的に選択，設計し，分野別修習の深化と補完をはかるにとどまらず，多様性を求めることも可能とするという新しい形の司法修習をつくり上げるという試みである。したがって，それを妨げることにならないような配慮はしなければならない。例えば，多様な個別修習指導プログラムを作るときに，かなりの部分を必修化するということは，この制度の趣旨に反することになるのではないか。そのようなことに注意して，あとは相当程度自由に進めていけばよいと思う。

（白木委員）

宮川委員の意見に基本的に賛成である。ただし，ガイドラインである以上，先ほど問題になった期間などはある程度示さないと，実施する各実務庁会も運営しにくいのではないかという気がする。

（高橋委員長）

資料34については基本的には了解し，内定先をホームグラウンドにするかどうかの件は，始まりの段階では厳しい基準は設けずに，最高裁及び司法研修所で更に検討していく，ということによいか。

（出席委員全員）

了承

7 報告

荒井幹事長代理から，第57期司法修習生の後期修習の実施結果並びに第58期司法修習生の実務修習終了及び後期修習開始並びに第59期司法修習生の修習開始及び前期修習終了について報告がされた。

（以上）